

令和2年9月1日

保護者各位

大子町教育委員会教育長 松本 成夫  
大子町立生瀬小学校長 清水 洋太郎

新型コロナウイルスに係る児童生徒への対応について（9月1日現在）

日頃より、皆様には本町の教育振興にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに係る出席停止や臨時休業措置については、今般の感染状況や国・県の指針に鑑み、あらためて本町教育委員会及び町内公立学校としての今後の対応を下記のとおりとしますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

学校では、国や県からのマニュアル等に従い、引き続き適切な衛生管理をしていきますので、保護者の皆様におかれましても、家庭内での感染予防の徹底にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 今後、児童生徒及び教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応について

- (1) 校内の濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、全学年を臨時休業とします。
- (2) 校内の消毒のため、1～3日程度を臨時休業とし、それ以降の臨時休業を実施する学年や日数の範囲は保健所等と相談の上、町教委が決定します。

なお、兄弟姉妹が別の学校に在籍している場合は、その学校も含めて臨時休業の対象になる場合があります。

2 児童生徒の出席停止について

下記の場合は、出席停止とします。

状 態	出席停止期間
本人が新型コロナウイルスに感染	医師による治癒の判断がされるまで
本人が濃厚接触者	感染者と濃厚接触があった日の翌日から2週間（PCR検査結果が陰性でも期間短縮なし）
本人が新型コロナウイルス感染症（陽性）ではないが <u>発熱等の風邪の症状（※）</u> がある場合	症状がなくなるまで

同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合	症状がなくなるまで
保護者が感染を心配して登校させない合理的な理由があると校長が判断する場合（家族が濃厚接触者の場合を含む）	校長が必要と認める期間

※発熱等の風邪の症状とは

①風邪の症状や発熱があること

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

①・②のいずれかの一つに該当すれば出席停止としますので、無理せず自宅で療養させていただきます。

※登校しない場合は必ず保護者から学校に連絡してください。

※出席停止中の児童生徒の自宅での様子については、学校との連携を密にし、常に児童生徒の様子が把握できるよう、ご協力をお願いいたします。

※出席停止期間でも、検温は毎日行ってください。

※家族に発熱等の風邪の症状がある場合は、「健康観察記録表」に記入をお願いいたします。

※PCR検査を受けることになった場合は、早めに学校にご連絡ください。

**【新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口】**

平日 9:00 から 17:00 まで ひたちなか保健所 電話 0 2 9 - 2 6 5 - 5 5 1 5

土日祝含む 8:30 から 22:00 まで 茨城県庁内直通 電話 0 2 9 - 3 0 1 - 3 2 0 0

3 その他

上記内容についてご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

大子町教育委員会事務局学校教育担当

電話 0 2 9 5 - 7 9 - 0 1 7 0

大子町立生瀬小学校

電話 0 2 9 5 - 7 6 - 0 0 0 4

以 上